

騒音・振動公害防止の手引き(建設作業編)

1. 規制対象地域

- ① 騒音規制法・振動規制法
市内全域（ただし、都市計画法で定められた工業専用地域を除く）
- ② 県民の生活環境の保全等に関する条例
市内全域（ただし、騒音規制法・振動規制法で規制される場合を除く）

2. 規制対象となる建設作業

- ① 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業（以下「特定建設作業」という。）を行うときには、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による規制が行われております。
- ② 規制の対象となる特定建設作業については、別表第1を参照してください。

3. 特定建設作業の届出

- ① 特定建設作業を行う場合、元請業者が特定建設作業を開始する7日前までに、建設現場の所在する市町村長へ「特定建設作業実施届出書」を提出してください。なお、届出にあたっては、作業場所付近の見取図、作業工程表を添付してください。
- ② 特定建設作業が、2つ以上の市町村にまたがる場合は、関係するすべての市町村へ届出が必要です。
- ③ 特定建設作業が、その作業を開始した日に完了するものは、届出が不要です。

4. 特定建設作業を行う場合の規制基準

- ① 特定建設作業を行う場所の敷地の境界線において、別表第2のとおり騒音・振動の規制基準値が定められています。
- ② 騒音・振動の規制基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、別表第2に定められた1日あたりの作業時間未満4時間以上の間において短縮するよう勧告又は命令が発動されることがあります。

(騒音・振動に関するお問い合わせ先)

小牧市役所 市民生活部 環境対策課 環境保全係

代表電話 0568-72-2101 内線 136

直通電話 0568-76-1136

別表第 1

規制対象となる特定建設作業（騒音・振動）

騒音関係	騒音規制法	条例
	種類の番号	種類の番号
くい打ち機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	①	①
びょう打機を使用する作業	②	②
さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	③	③
空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	④	④
コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	⑤	⑤
バックホウ（原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。）を使用する作業	⑥	
トラクターショベル（原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。）を使用する作業	⑦	
ブルドーザー（原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。）を使用する作業	⑧	
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業		⑥
コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		⑦
コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）		⑧
ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベル、その他これらに類する機械（これらに類する機械については原動機として最高出力74.6kw以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業		⑨
ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		⑩

(注) 1 騒音規制法の種類の番号⑥、⑦及び⑧については、当該作業に使用する機械が、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものである場合は、規制対象から除外する。

2 くい打ち機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・バイブロハンマ等があり、人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。また、圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。

3 びょう打機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。ただし、インパクトレンチ等は対象外である。

4 さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストーパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレイカー・コールピックハンマ等がある。

振 動 関 係	振 動 規制法	条 例
	種類 の 番 号	種類 の 番 号
くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又は、くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	①	①
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	②	②
舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の距離が50mを超えない作業に限る。）	③	③
ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	④	④

(注) 1 アースオーガーを併用して行うくい打作業は騒音関係では対象外であるが振動関係では対象となる。

2 舗装版破砕機は、錘を持ち上げ、それを落下させて舗装版を破砕する専用機である。

別表第 2

騒音・振動の規制基準（建設作業）

特定建設作業を行う場合、下表に示す規制基準が適用されます。

（地域の区分）

① 地域	ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域 イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）・図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域
② 地域	工業地域（①地域のイの区域を除く。）
③ 地域	工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

（規制基準）

規制の種別	地域の区分	騒音	振動
基準値	①・②・③	85 dB	75 dB
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと	
	②	14時間を超えないこと	
作業期間	①・②・③	連続6日を超えないこと	
作業日	①・②・③	日曜日その他の休日でないこと	

- (注) 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
2 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、表に定める1日あたりの作業時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。